

## 令和2年度障害福祉サービス事業者等集団指導 別冊資料 説明

### 【1 ページ 柏原市からの情報提供について】

- ◆障害福祉サービスに関する情報を提供している柏原市のホームページアドレスを掲載しています。新型コロナウイルスに関する通知等を掲載している記事は随時更新していますので、ご確認をお願いします。

### 【2 ページ 変更届提出書類一覧】

- ◆居宅介護等にかかる変更届提出書類一覧を掲載しています。  
資格証等の原本証明を不要とするなど、随時内容を更新していますので、届出の際はホームページに掲載している最新のものをご確認ください。
- ◆事業所の指定内容のうち、表の左側の列の、変更する事項の項目にある内容に変更があった場合、変更のあった日から10日以内に届け出が必要となります。変更届出書に必要書類を添付して届け出てください。

- ◆表の右端にあります留意点欄に記載のとおり、事業所の移転や加算の届出など、一部の項目については、事前に届出していただくものがありますので、指定内容に変更があった場合は、各サービスの一覧表で該当する項目をご確認ください。
  
- ◆介護給付費等算定に係る体制等に関する届出（加算の届出）については、新たに加算を算定する場合や算定単位数が増える変更の場合、原則、毎月 15 日までの届出であればその翌月の 1 日から、16 日以降の届出の場合は翌々月の 1 日からの算定となります。
  
- ◆人員配置体制加算や夜間支援等体制加算などの、算定要件に前年度等の実績が関わるものにつきましては、随時、加算要件を満たしているか必ずご確認ください、変更の必要があれば届出をお願いします。
  
- ◆福祉・介護職員処遇改善（特別）加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は、算定する月の前々月の末日までに届出が必要です。

- ◆届出方法については、変更する内容によって、表の届出方法の欄に記載のとおり、「来庁」していただく場合と「郵送」の場合の、2通りの方法を記載しています。
  
- ◆「来庁」となっている場合は、担当職員が直接内容を確認する必要がある項目となっていますので、事前に電話で日時を予約のうえ、来庁していただきますようご協力お願いします。もし、来庁が困難な場合はご相談ください。
  
- ◆「郵送」の場合については、郵送で届出可能というものです。来庁にて提出していただくことも可能ですが、この場合も必ず事前に予約のうえ、来庁していただきますようお願いいたします。
  
- ◆ページの右側の表の一番下、枠外の※について、※2 変更届連絡票については、「変更届の受付を証する書類が必要な場合は添付してください。」としています。事業所で変更届の受付を証する書類が必要な場合のみ、変更届連絡票を添付してください。なお、定型封筒の添付については、変更届連絡票を添付いただいた事業

所で、受付票を窓口に取りに来ていただける場合は、添付不要と  
しています。